

## 児童クラブ活動支援員(サポーター)養成講習会実施要項

### (1) 目的

富山県内の児童クラブの活動、および地域活動に必要な、基礎知識と技術について講習会を開催し、もって児童クラブ活動の支援員(サポーター)を養成する。

### (2) 受講対象者

満18歳以上(高校生を除く)の、心身ともに健康で社会貢献に意欲があり、青少年健全育成活動をしている者、又はこれから活動しようとする者。

### (3) 講習課程とその主な内容

①基礎課程……児童クラブ活動に必要な基礎的な理論を習得する。

- ・児童の特性や行動に関する理解
- ・児童クラブ活動の目的

②安全啓発課程……活動時の安全確保に関する理論や手法を習得する。

- ・危険予知トレーニング (KYT)

③レク活動課程……人間関係や心身の健康に役立つ理論、および実技を習得する。

- ・レクゲーム [室内、野外]、
- ・創作活動 [クラフト]

### (4) 実施方法

①前項の講習課程を、各市町村・支部組織において1箇年度につき3回に分けて実施する。

②1単位30分として、各課程共に5単位以上を履修するものとする。

③受講者には、修了証を発行する。

④講師の選任については、部外からも導入する。

⑤履修項目については、当該年度の2年度前の分から有効とし、3年度以前のものは無効とする。

### (5) 活動支援員(サポーター)の認定について

上記の課程(15単位以上)を履修したものは「児童クラブ活動支援員」として認定し、(一社)県児ク連から認定証を発行する。

(6) 認定の取消し、停止、および認定の回復について

認定の取消し、停止、および認定の回復については、別に定める「認定審査基準」により行う。

(7) 安全共済会への加入について

受講を希望する者は、受講時において、(公社)全国子ども会連合会の全国子ども会安全会共済会に、加入していること。

## 児童クラブ指導員養成講習会実施要項

### (1) 目的

富山県内の児童クラブの活動、および地域活動に必要な、基礎知識と技術について講習会を開催し、もって児童クラブ活動の指導員を養成する。

### (2) 受講対象者

満18歳以上（高校生を除く）の、心身ともに健康で社会貢献に意欲があり、青少年健全育成活動をしている者、又はこれから活動しようとする者。

### (3) 講習課程とその主な内容

#### ①基礎課程……児童クラブ活動に必要な基礎的な理論を習得する。

- ・児童の特性や行動に関する理解
- ・児童を主な対象とする団体活動、及び地域活動の意義
- ・児童クラブ活動の目的

#### ②安全啓発課程……活動時の安全確保に関する理論や手法を習得する。

- ・危険予知トレーニング（KYT）
- ・スポーツ活動におけるケガ防止対策
- ・子どもの防災・減災活動
- ・救命救急と応急処置

#### ③レク活動課程……人間関係や心身の健康に役立つ理論、および実技を習得する。

- ・レクゲーム〔室内、野外〕、レクスポーツ
- ・創作活動〔クラフト〕
- ・身近な道具の使い方
- ・地域の伝承文化や伝承遊びの承継

#### ④野外活動課程……野外活動や自然保護などに関する理論や実技を習得する。

- ・野外活動における安全確保
- ・キャンプの基礎〔テント設営、野外炊飯、ロープワーク等〕と応用〔防災〕
- ・自然観察と自然保護

#### ⑤組織運営課程……組織の運営や活動の啓蒙啓発、関係団体との連携の在り方を習得する。

- ・児童クラブ組織の在り方、他団体との協調・協力
- ・行事の企画立案

#### ⑥実習……(一社)県児ク連が主管する活動現場で、各課程で学修した事項を実習する。

#### (4) 実施方法

- ①前項の講習課程を、基本的に1箇年度につき5回以上(活動支援員養成講習会と併催する場合もある)と実習に分けて実施する。
- ②1単位30分として、別表に定める70単位以上を履修するものとする。  
なお、講習項目と単位数については、別表のとおりとする。
- ③受講者には、受講票を発行して受講状況が確認できるようにする。
- ④講師の選任については、部外からも一定の割合で導入する。
- ⑤履修項目については、当該年度の3年度前の分から有効とし、4年度以前のものは無効とする。

#### (5) 指導員の認定について

- ①上記の課程を履修して「児童クラブ指導員」の「認定」を希望する者には、年度の全ての講習会の終了後、その年度内に別に定める「認定審査基準」により、認定の可否を決め、通知する。
- ②認定を認めた者には、(一社)県児ク連から認定証を発行する。

#### (6) 認定の取消し、停止、および認定の回復について

認定の取消し、停止、および認定の回復については、別に定める「認定審査基準」により行う。

#### (7) 安全共済会への加入について

受講を希望する者は、受講時において、(公社)全国子ども会連合会の全国子ども会安全会共済会に加入していること。

#### (8) 新要項への移行措置について

- ①この要項は、平成30年4月1日から実施する。